

事務連絡
平成19年11月30日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

療養（補償）給付たる療養の給付請求をしていた被災労働者が
決定前に死亡した場合の取扱いについて

標記については、本年9月26日に開催された臨時全国労災補償課長会議において、下記のとおり説明したところであるが、説明の趣旨を一部誤って理解されていることが見受けられる。当該説明は、従前の取扱いを変更するものではないことに留意し、適正な事務処理を徹底されたい。

記

療養（補償）給付たる療養の給付請求をしていた労働者が決定前に死亡している事実を把握しているにもかかわらず、死者に対して決定を行っている事例が散見されるが、行政法の原則として、死者に対する行政処分はできないことから、このような決定は無効であり、無効な行政処分に対しては不服申立て（審査請求）をすることもできない。

したがって、このような事案が生じた場合には、未支給の療養の費用請求を指導する必要があるので、事務処理に当たって疑義等が生じた場合には、当課業務係あて照会すること。